

逆流方向の託送供給について

平成28年12月1日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課



逆流方向の託送供給の実現に向けた対応について

- 第16回料金審査専門会合において、佐藤オブザーバーから、広域的な競争を促進するため、ガスの逆流方向の託送供給（連結託送供給を含む。）も可能にするべきである旨の指摘があった。これに対し、東京ガス他の3社から、その実現には整理すべき事項が多数ある旨の指摘があった。
- その後、本件については、事務局において関係者との検討を進めてきた。その結果、東京ガス他の3社から指摘のあった事項について、一定の条件を満たした場合には逆流方向の託送供給（連結託送供給を含む。）は可能と考えられるとの結論を得た。
- しかしながら、逆流の連結託送供給について共通的なルールを設計するには、ガス流量計測の実務等を踏まえて、大手3社以外の多数の一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者にも適用できるものか精査することが必要であり、12月中に託送供給約款等の具体的な記載ぶりを固めることは困難な状況。
- これを踏まえて、本課題への対応方針については、以下のとおりとしたい。

対応方針（案）①：受入地点よりも払出地点の圧力が高い同一区域内の託送について

- 同一区域内で、受入地点よりも払出地点の圧力が高い託送供給については、当該区域内の圧力ごとのガスの需給状況を踏まえて対応できる範囲であれば、実現可能である場合が多いと考えられる。
- したがって、ガス導管事業者はこうした託送供給依頼について、特段の支障がない限り原則として引き受けるべきであり、託送供給約款においても、こうした託送供給を引き受けないとしている規定は修正すべきである。

（注1）大手3社からは、昇圧に係る負荷を特定の小売事業者に偏らせることの不公平性が指摘されたが、既に高圧で注入している小売事業者に対して、直ちに何らかの費用負担が発生する問題ではないと考えられる。今後の状況変化により、小売事業者間の公平性の観点から問題となるおそれがある状況となった場合には、制度の見直しを含め、あらためて対応を検討する。

（注2）また、大手3社からは、低圧・中圧導管への注入が大幅に増加し、適切な設備形成に負の影響を与える懸念が指摘されたが、そのような状況になりつつある兆候が見られた場合には、制度の見直しを含め、あらためて対応を検討する。

対応方針（案）②：逆流の連結託送供給について（1）

- また、逆流の連結託送についても、順方向のガスの流量の範囲内であるなど一定の条件を満たしている場合には、連結点で逆方向に注入するガスと順方向に流れるガスとが相殺されたとみなすとともに、連結点における託送契約ごとの流量について関係する事業者間で取り決めを行うなどの工夫を行うことにより、実現できる可能性が高いと考えられる。
- しかしながら、逆流連結託送について共通ルールを設計するにあたっては、ガス流量計測の実務等を踏まえ、大手3社のみならず、他の一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者にも適用できるものかを精査しつつ検討を進めることが必要であり、12月中にルールの詳細を決定することは困難。
- こうしたことから、以下のように対応することが適当である。

対応方針（案）③：逆流の連結託送供給について（2）

- ① 今後、電力・ガス取引監視等委員会及び資源エネルギー庁において、引き続き逆流連結託送の実現に向けた検討を進める。それがまとまり次第、関係事業者に託送供給約款の修正を求めるとともに、必要に応じてガイドライン等の整備を行う。各社はそれに基づいて約款の修正を行い、逆流連結託送が広く可能となる環境を整備する。
- ② なお、①に記載した約款の整備が完了する前であっても、小売事業者から逆流託送供給を行いたい旨の相談等があった場合には、ガス導管事業者及び関連する他の小売事業者等は、できるだけそれが実現できるよう前向きに対応する。（ガス事業法の特例認可を受ければ約款によらない託送供給は可能であり、それを理由に引き受けを断ることはできない。）その際、電力・ガス取引監視等委員会においては、関係事業者が前向きに対応するよう、適切に指導・助言を行う。